

労働保険の年度更新期間の延長について

別紙

本年度の労働保険の年度更新期間について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、中小事業主、個人事業主の方々が労働保険の年度更新（申告・納付）を円滑に実施する環境を整えるため、**6月1日～7月10日までの40日の期間を6月1日～8月31日までの3月間の期間に延長**する予定。（所要の厚生労働大臣告示を準備中）

【令和2年度の労働保険の年度更新手続き】

- 令和元年度の確定保険料と令和2年度の概算保険料を申告・納付（※）
- 年度更新期間は6月1日～8月31日(延長後) ← 6月1日～7月10日(例年)
- 対象となる事業場は、約325万事業場

※新型コロナウイルス特法による納付猶予の手続きも、年度更新手続きと併せて行うことができます。

